

**補助金を過大に交付した場合の返還請求**

市町村財政の状況が厳しさを増す中で、税金の使い道とともに、さまざまな補助金の行方に、も、住民の厳しい視線が注がれています。今回は事務手続上の誤りから、移住促進に関連する補助金を、申請者である住民に過大に交付してしまったケースについて、返還請求に関する対応と法律的な問題点について、A町総務課長と弁護士のQ&Aを通じて考えてみたいと思います。

解說

る。他方、負担付贈与契約である場合は、条例で定める上限を超える贈与は、条例上の上限額（内心）と決定通知（表示）に錯誤があるため無効になる（民法95条）と解され、返還を求めるための処分を必要としない。

**注2** 補助金の法的性質が行政処分である場合は、その取消決定に基づく返還請求債権は、非強制徵収公債権になると解され（後記の注7を参照）、不当利得返還請求権（民法703条）の性質を有するものの、消滅時効期間については、民法ではなく、地方自治法236条1項が適用され、5年となる。これに対して、補助金の法的性質が贈与契約である場合、錯誤無効の主張によつて返還を求める債権は私債権になると解され、消滅時効期間は民法167条1項

減少対策の一環として、町外からの移住を促進するために、町内で住宅を新築、改修、取得しようとすると向けてに、補助金を交付する条例を設けています。先日、2年前に補助金を交付したCさんという町民の方について、補助金の算定方法に誤りがあり、若干ではありますが、条例で定める上限を超える金額の補助金を交付してしまったことが判明しました。当町から、Cさんに対しても上限を超えた部分の返還をお願いしたところ、Cさんは、「正式な手続を経て交付を受けたものであるから、返す義務はないのではないか」と主張

**弁護士** まず、当該補助金の法的性  
す。当町は、どのように対応すべき  
でしようか。

質をどのように捉えるべきかについて検討してみましょう。法的性質を行政処分と捉えるのか、それとも、負担付贈与契約と捉えるのかによって、返還請求を導くための理屈や手続、効果の面で違いが生じてくるからです（注1・注2）。

**Bさん** そうなのですね。Cさんは、どういう根拠から返還を求めているのかとの説明も求められているため、理屈の面でもしっかりと押さえておきたいものです。

は、行政処分に誤りがあったということになり、その誤りを是正するべく、取消処分を行うことになります。交付金額を誤ったなどいうことは、交付決定を全て取り消すこと（注6）。

**弁護士** 交付要件等に誤りがあつたのではなく、交付した金額について誤っているだけですので、当初の交付決定全体ではなく、超過部分の支給を取り消せば足りると考えます。

注3 大阪市長の定めた妊産婦対策費支給要綱に基づき同和地区住民のした支給申請が行政事件訴訟法3条5項の「法令に基づく申請」に当たるかどうかが問題となつた。大阪高判昭和54年7月30日は、要綱による支給であつても法律を具体化して一定の受給要件を定めて支給する補助金は行政処分であると判示した。

注4 身体障害者療護施設の整備費の補助金の交付申請について、市が何らの処分をしないことが違法であると争われた事案において、大阪高判平成18年11月8日は、「地方公共団体のする補助金の支給（地方自治法232条の2）は、本来私法上の贈与の性質を有するものというべきであり、これを公権力の行使と認めるためには、補助金支給を申請することのできる地位に権利性を付与したと認めるに足りる法令の規定が必要というべき」とした上で、市の補助金交付要綱は市長が内部規則として制定

助金の法的性質は、法律上は明確に定まっている訳ではなく、これを行政処分と捉えるのか、それとも贈与契約として捉えるのかは、それぞれの補助金の内容、支給の根拠、支給要件等に応じて判断せざるを得ません（注3・注4・注5）。今回問題となつている貴町の補助金ですが、交付の要件や手続はどの程度具体的に定められているのでしょうか。

**Bさん** まず、交付要件ですが、補助の対象となる住宅の取得等の費用の下限や工事の内容等について細かく定められております。交付手続については、申請から決定に至るまで

定められています。

**弁護士** 補助金の算定方法について  
はいかがですか。

**Bさん** 住宅の取得等に要する費用  
に対する一定割合を基本とし、新築  
とリフォーム、中古物件の取得と  
いった内容に応じた上限額が設けら  
れています。

**弁護士** そうすると、条例や施行規  
則によつて、補助金交付のための要  
件、手続、効果が具体的に定まつて  
おり、支給の有無や金額に裁量の余  
地はなさうですね。そのような場  
合の補助金の法的性質は、行政処分  
として捉えることになります。そし

助金の法的性質は、法律上は明確に定まっている訳ではなく、これを行政処分と捉えるのか、それとも贈与

**弁護士** 補助金の算定方法について  
はいかがですか。



佐々木 泉頭  
(ささき・もとあき)

弁護士法人佐々木総合法律事務所  
札幌市中央区大通西11丁目 大通藤井ビル6階  
TEL 011-261-8455 FAX 011-261-9188

- ・北海道町村会顧問
- ・一般社団法人札幌市医師会顧問
- ・北海道教育委員会顧問

**Bさん** Cさんが納得せず、任意に返還して頂けない場合は強制徴収で  
んが保有する法的根拠が失われるこ  
とになるので、返還を求めることがあります。

**弁護士** 今回の返還請求債権は、非強制徴収公債権に当たるため、Cさんが任意に返還しないのであれば、民事訴訟を提起する必要があります。

したものであつて、法令としての拘束力を有せず、補助金交付申請に対する市長の拒否は、行政処分には当たらないと判示した。

注5 条例による乳幼児医療費助成の行政処分性が争われた名古屋地判平成16年9月9日は、「どのような行為を行政処分とするかは、個別的な立法政策によつて定まる問題であるから、行政庁の当該行為が処分性を有するか否かは、その根拠となる法令の目的、要件、手続、効果などを個別具体的に検討し、当該行為を行政庁の優越的な意思の発動として行わせ、私人に対してその結果を受忍すべき一般的拘束を課することとしているか否か、またこのような意思の発動を適法とするための要件を定めて行政庁がこの要件の充足の有無を判断して行動すべきことを要求しているか否かを総合的に判断して決すべき」と判示した。

注6 市が高校の後援会に対し交付した補助金について不当利得返還請求権の存在が争点となつた住民訴訟事件で、仙台高判

平成27年7月15日は一補助金交付決定の取消決定前の時点においても、実質的には返還請求権が存在しているものと同視することに支障はないところである。」と判示しており、これをもつて、「誤支給の返還は取消処分をする必要がないため民法703条に該当するものとして差支えない」と解する見解もある（第一法規・青田悟朗著「判断に迷つたら読む自治体の債権管理50の疑問からわかる解決の糸口」）。

注7 公債権は、賦課決定ないし法律による行政の处分行為によって発生する債権である。これに対しても、私債権は、契約行為によって発生する債権である（例えば、水道料金、公営住宅の使用料、学校給食料金等）。公債権は、強制徴収できるもの（例えば、地方税、国民健康保険料、下水道料金等）と強制徴収はできず民事執行を必要とするもの（公立学校授業料等）とに分かれる。